



アメリカ留学を終えて

木下, 昌彦

(Citation)

凌霜, 427:42-45

(Issue Date)

2020-10

(Resource Type)

article

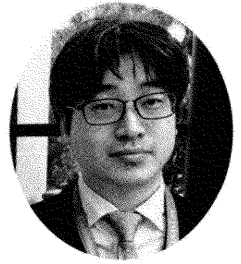
(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90007579>





アメリカ留学を終えて

法学研究科准教授 木 下 昌 彦

法学研究科で憲法を担当している私は、2019年3月20日に日本を発って、2020年6月30日まで、神戸大学六甲台後援会の助成を受け、アメリカのボストン市近郊にあるハーバード・ロースクールで長期在外研究を行わせていただいた。妻と2人の子ども、家族4人で過ごしたアメリカでの生活は非常に充実したもので、研究はもちろんのことアメリカ社会についても多くのことを学ぶ貴重な機会となった。ここでは、アメリカ留学中に、私が見聞したこと、考えたことの一端について皆さんと共有させていただこうと思う。

まず、研究という観点から話を進めると、私のハーバードでの身分は客員研究員で、ロースクールのなかでも東アジア研究所というところに所属していた。そこには、主に、中国、韓国、日本、ヴェトナム、台湾などの東アジア諸国から大学教員、裁判官、弁護士、政府関係者が私と同じように在籍していた。客員研究員としての私の日常は、週1回の客員研究員同士の研究会で議論したり、ロースクールの授業に出席したり、自身の論文の執筆や米国内での学会報告の準備をするというものだった。ロースクールの授業では、他の学生とはほぼ同じように課題に取

り組む機会があり、例えば、ある社会問題について解決策を提示せよというグループ課題が出されたとき、夜遅くまで各国の学生と議論したのは忘れられない思い出となった。なお、ハーバードは、配偶者にも様々な便宜を提供してくれて、弁護士の妻も配偶者の資格で、ロースクールの授業に出席することが認められた。妻もそこでたくさんさんの友人ができたそうで夫婦共に充実した毎日となった。

一方で、アメリカ滞在は日本の法学研究のガラパゴス化を実感する日々でもあった。日本の法学研究においては外国法研究が伝統的に盛んであるが、それは英米仏独という欧米でも限定された国々から特定の1、2国を選んで、その国の法制度を研究し、そこから日本法への示唆を得るというのが基本的方式となっている。これに対し、現在、私の専門である憲法では、世界的に比較憲法ルネッサンスと呼ばれ、外国法研究が隆盛期を迎えているが、それはこのような日本の伝統的な外国法研究とは全く異なる方向へと進んでいる。近年の情報技術発展やグローバル化により、各国の主要な法令や判例へとアクセスすることは容易になっている。その背景もあり、外国法研究といった場合には、欧米の1、2国をピックアップするのではなく、ア

ジア、アフリカ、ラテンアメリカなど世界中の国々を広く調査することが、国際的な査読雑誌に掲載される水準の論文には要求されるようになってきているのである。例えば、憲法改正の限界というような古典的テーマについて論文を書くこととすれば、インドやパキスタンの判例について触れることは不可欠となる。もちろん、一人で複数の国々を深く掘り下げ同時に比較することは限界があるが、そのような難点は、各国の研究者の共同プロジェクトによって克服されている。ただ、日本の研究者の主流は未だ欧米中心の思考が強く、国際的な査読雑誌や共同研究に日本からの研究者の名を見ることはほとんどないのが実情である。

外国法研究という観点から付言すれば、私は、今回の留学を通じて、東アジア諸国の法制度研究や研究者交流をもっと増やしていくべきではないかと強く思うようになった。特に、韓国や台湾は、近年、憲法判例や学説の蓄積が著しく、また、日本の研究者以上に、国際的な査読雑誌への投稿や共同研究に熱心である。さらに欧米よりも日本と文化的社会的共通点が大きいことから、直面している法的問題も似通っている。私は、前述のように東アジア研究所に所属していたこともあり、多くの東アジアの研究者と交流を持つ機会に恵まれたが、ハーバードの授業それ自体よりも彼ら、彼女らとの議論から学ぶことのほうが多かったと言えるかもしれない。留学中に会った若い東アジアの研究者らとは帰国後もZoomを通じて定期的に交流しており、現在、共同研究の実現に向け、準備中である。

ちなみに、東アジアの研究者と交流するなかで、漢文古典（と

いっても私の知識は大学受験程度のものでしかないが）が東アジアにおける文化的共通基盤としてコミュニケーションの有用なツールとなり得ると感じる機会が幾度かあった。会話それ自体は英語であるものの、折に触れて漢字の故事成語や古典の一節をやり取りすることで話題が膨らむことがあったのである。例えば、私から日本では儒教施設の合憲性が政教分離原則との関係で訴訟になっているとの話題を振ったとき、他の東アジアの研究者の一人が論語の「子不語怪力乱神」という一節を引用し、その一節の意味について議論したこともあった。漢文を大学受験の科目から除外すべきとの意見もあるが、国際化の時代故にむしろ慎重になったほうがいいだろう。

それでは、研究の話はここまでにして、アメリカ社会のことについて少し話をさせていただきたいと思う。憲法学者としての私の研究テーマの一つでもあるが、アメリカ社会は連邦制や地方分権という概念なくして語ることはできない。アメリカは州ごと、さらに、シティやタウンといった地方政府ごとに法制度だけでなく文化や政治意識も大きく異なる。私の住んでいたブルックライン・タウンは、ケネディ大統領の生家があることに象徴されるように伝統的に民主党支持者が多く、多様性や自由を重んじるリベラルな風潮が極めて強かった。長男は、現地の公立小学校に通っていたが、例えば、その小学校の入り口にあった掲示板には、性的少数派の権利向上に貢献した芸術家や政治家の肖像とともに、社会にはゲイ、レズビアン、さらには、ポリガミーまで多種多様な性的関係の在り方が存在し、その尊

重を促す揭示が掲げられてあつた。日本では、ティーパーティー運動やトランプ大統領の当選のようにアメリカにおける保守主義の台頭が盛んに報道されていたが、ブルックラインでは、むしろ、そのような流れに対しコミュニティとして抵抗しようとする雰囲気を感じた。

長男はアメリカに來たときにはほとんど英語ができなかったが、そのなかで特に助かったことが、英語の特別クラス（ELクラス）によるサポートである。移民国家であるアメリカでは英語を母国語としない多くの児童が学校に通っており、そのような児童のために特別の授業が提供されているのである。

アメリカでは公教育の内容は保護者達が決めるという風潮が強く様々なかたちで保護者の参加の機会が開かれており、その意見が尊重される環境にある。特に、マサチューセッツ州では州法によりEL教育を受ける児童の保護者によつて構成される諮問機関を各地方政府は設置しなければならないとの規定があり、ブルックラインでも、English Learner Parent Advisory Council (ELPAC) という公的諮問機関が設けられていた。

この諮問機関の委員には、国籍を問わず、EL教育を受けている児童の保護者であれば誰でも参加することができた。私も、委員になり、投票により委員会の副議長に選出させていただいた。議長が空席だったので、実質委員会は私が取り仕切ることになった。委員会では、偶然にも神戸大学経営学部学部長を歴任された海道進先生のお孫さんと、現在ボストン大学経済学部准教授の海道宏明先生とも一緒にさせていただき、海道先生の協力も頂きながら、EL教育の課題を発見するためのアンケート

調査や人員削減問題についてタウンの事務方と議論などをおこなった。

特に、副議長として実現できた大きな仕事は、オンライン教育下でのEL教育に関する決議である。日本でも報道されていたようにアメリカは深刻なコロナ禍に見舞われ、2020年3月中旬以降、大学だけでなく小学校、幼稚園も閉鎖となった。

小学校は間もなくGoogle Classroomを使ってオンライン教育を提供するようになった。小学校の提供するオンライン授業は様々な工夫されていたが、英語を友人同士で話す機会が減るなどの問題点が指摘されていた。ELPACは州法により諮問機関として権限が与えられていたがそれを十分に活かしていないと感じていたので、私はこの機会に公式の決議をELPACでまとめ示すべきではないかと考えた。そこで、他の地方政府の諮問機関の決議文を参照しながら、決議文を起草し、それをZoomで開催された特別会議に諮った。特別会議では決議に盛り込む新たな提言が多数出されるなど充実した議論ができ、最終的に、全会一致で、子ども達が英語を話す機会を拡充すること等をタウンや教育委員会に求める決議をすることができた。私が代表で署名させていただいた決議の正文については、ブルックラインの公式ホームページ (<https://www.brookline.k12.ma.us/Page/2512>) で閲覧が可能である。

日本ではPTAに参加しない自由の是非が問題になっているが、アメリカではまずもって参加は権利として捉えられていた。日本で議論すべきであるのはむしろPTAの権能の拡張である。また、日本でも既に移民国家化が進行しており、日本語を

母国語としない児童や生徒が急増しているのが現状である。当事者の参加を促しながら語学教育を拡充しているアメリカの制度から日本も学ぶべきところが多い。

このようにアメリカは世界中から優秀な研究者が集まり、住民の参加による統治という民主主義の理念が深く根付いている。しかし、アメリカにも影の部分はやはり存在する。その点で印象深かったのが、ある国際学会で親しくなった南アフリカから留学に来ていた黒人の研究者との次のような会話である。私達は学会のあと、賑やかなバーで飲んでいたが、彼は突然次のように切り出した。「マサヒコ、アメリカに来てどう感じた？日本と違うところはあるか？」。私は、それに「アメリカは日本よりも自由な国だと感じたよ」と答えた。すると、彼は「日本はそれほど自由が制限されているのか。自由な言論が認められていなかったりするのか」と怪訝そうに言うので、私は「いや、法的にはアメリカと変わらないほど日本には自由がある。自由な言論も憲法で保障されている。どちらかというと雰囲気の問題かな。日本には、見えない決まりのようなものがたくさんあって、法的には自由でも、社会的には自由にできないことがたくさんある」と説明した。すると、彼は、「俺は全く逆の印象をもったな」と呟いた。私は、その言葉に驚き、「？どういうこと？」と聞き返すと、その研究者は、「アメリカの黒人は、俺の母国の南アフリカの黒人よりも遥かに自由がないと感じたよ」と答えた。私はすかさず「でも、アメリカでは法的に白人と同様の自由が黒人には認められているはずだ」と言ったが、

その研究者は、「それはさっきマサヒコが言ったように、あくまで『法的に』っだろ」「アメリカでは黒人は普通に外を歩いていただけで、警察に呼び止められたり、場合によっては突然射殺されたりする。いつもびくびくして暮らさなきゃならない」と深刻な顔で話した。そして、「アパルトヘイトから解放された現在の南アフリカでは考えられない」と話し、ネルソン・マンデラの偉大さと彼が成し遂げた南アフリカにおける黒人の地位向上について語ってくれた。

南アフリカはつい20数年前までは、まさに人種差別の典型的な国だった。アメリカが奴隷解放をしたのは、150年前。アメリカはその間、いったい何をしていたのだろうか。

とはいえ、黒人というだけで殺害されるというのはさすがに大げさだろうと私は思っていた。しかし、南アフリカの研究者から聞いた話は、間もなく、警察官によるジョージ・フロイト氏殺害事件の衝撃映像と共にアメリカの現実として白日の下に晒されることになった。この事件を契機に、アメリカには法の外でいわゆる「構造的人種差別主義」(systemic racism)が存在していることが注目され、私は、全米を覆うBlack Lives Matter運動を目の当たりにすることになった。

私の留学は、間もなく投票が行われる大統領選挙を前に終わることになったが、今回のBlack Lives Matter運動は一過性の運動で終わらない熱量を感じた。民主主義の真価は、政治の失敗ではなく、失敗した政治の修正の場面でこそ発揮されると言われるが、今後、アメリカがどう国内の分裂を立て直していくのか帰国後も目が離せないでいる。